

(2024 年度生以降) 3・4 年次における派遣留学・国内留学に関する注意

2026 年 2 月

2024 年度生から、海外の大学への派遣留学中および早稲田大学との交換留学中の発展・専門セミナー履修の方法について大きな変更があります。留学中は、留学先の科目のみを履修することになり、必修科目である「グローバル地域文化発展セミナーⅠ・Ⅱ」「グローバル地域文化専門セミナーⅠ・Ⅱ」は履修できません。そのため、未履修のセミナー科目は、留学終了後に履修する必要があります(以下の表を参照)。

留学時期	発展・専門セミナーの履修例(基本パターン)
2 年次秋～3 年次春	発展セミナーⅠを 4 年次に専門セミナーⅠと同時履修
3 年次春のみ	発展セミナーⅠを 4 年次に専門セミナーⅠと同時履修
3 年次春～3 年次秋	発展セミナーⅠ・Ⅱを 4 年次に専門セミナーⅠ・Ⅱと同時履修
3 年次秋のみ	発展セミナーⅡを 4 年次に専門セミナーⅡと同時履修
3 年次秋～4 年次春 【Ⅰ】	①発展セミナーⅡを 4 年次に専門セミナーⅡと同時履修 ②専門セミナーⅠを 5 年次に履修 <基本的に 4 年での卒業不可>
4 年次春のみ	専門セミナーⅠを 5 年次に履修<4 年での卒業不可>
4 年次春～4 年次秋 【Ⅱ】	①専門セミナーⅠを 5 年次に履修 ②専門セミナーⅡを 5 年次に履修<4 年での卒業不可>
4 年次秋	専門セミナーⅡを 5 年次に履修<4 年での卒業不可>

つまり、留学期間が 4 年次に重なる場合は、基本的には 4 年間での卒業はできません。ただし、毎年 4 年次に留学する学生が存在することに鑑み、2024 年度生から、卒業までの期間の短縮を一定程度可能にする対応策を特例として設けます。対象となるのはセミナーの事前履修が可能な「大学間の派遣留学で 1 年間在学留学を行うことが決定した」学生です(上の表の【Ⅰ】【Ⅱ】)。具体的には以下の通りです。

大学間の派遣留学で 1 年間在学留学を行うことが決定した学生に対し、3 年次の留学前の時点で、本来 4 年次に履修する専門セミナーの履修を以下のように認める。

【Ⅰ】(B 日程の場合) 専門セミナーⅠ：発展セミナーⅠと同時履修、最短 4 年次秋に卒業可

【Ⅱ】(A 日程の場合) 専門セミナーⅡ：発展セミナーⅡと同時履修、最短 5 年次春に卒業可

この措置を希望する者は、留学決定後の一定期間に、「専門セミナー特別先行履修申請書」を提出する必要があります。具体的な申請方法については、別紙「専門セミナー特別先行履修申請書の提出について」を参照してください。

なお、発展セミナーのあとに専門セミナーを履修するというのが基本のカリキュラムの流れであるため、同時履修の推奨はいたしません。あくまで在学期間の短縮を強く望むとともに、学習時間を確保し、難しい課題に取り組むことができる場合にのみ申請してください。

なおこの対応策は、留学するすべての学生の卒業までの年限を短縮させるものではありません。例えば、3 年次春学期に 4 年次春学期の在学留学が決定した場合(A 日程)は、専門セミナーⅠについては留学後(5 年次春)に履修する必要があります。また、学部間協定に基づく延世大学への派遣留学や、早稲田大学との交換留学については、決定時期の関係で、この対応策を適用することができませんので、注意してください。